

平成17年10月27日

都市再生本部 本部長

内閣総理大臣 小泉純一郎 殿

公共物電子境界確定事業を推進する議員連盟

会長 田中 和徳

## 要 望 書

### ・「都市再生街区基本調査」の事業対象地域の拡大

都市再生街区基本調査は、平成16年度を初年度とした3ヶ年計画の全額国費負担の国の事業である。しかしながら、当該事業の対象地域である人口集中地区(DID)の範囲(全国土の約3%)は、三大都市圏以外では非常に少なく、地方も含めた全国民が当該事業のメリットを享受できない。

そこで、当該事業を人口集中地区以外の地域(都市計画区域(約99,600k㎡、全国土の約26%))にまで拡大すること及び当該予算の増額を検討されたい。

### ・「国家基盤としての衛星測位の確立と骨格的空間情報の整備」の促進

衛星測位による位置・時刻情報の精度と信頼性を国家が保証できる体制を構築し、位置決定の基準となる骨格的空間情報の標準化と整備の促進を図り、骨格的空間情報を誰もがいつでも利用できる環境を早期に実現する必要がある。

そのための法的裏付けとなる「測位・空間情報基本法(仮称)」の早期成立を図られたい。

### ・「公共物電子境界確定事業」の創設及び推進

進捗が遅れている地籍調査事業の飛躍的促進に寄与するとともに、電子国土の早期構築へ向け、基準点網の整備、公共物の境界の計画的整備、確定境界のデジタル化、成果の活用・運用の仕組みづくり等を行う事業を積極的に推進するために、内閣の強力なリーダーシップのもと公共物電子境界確定事業を国家プロジェクトとして位置付けられるよう検討されたい。